

お客さまへ

「預金口座の不正利用防止」に向けた当金庫の対応について

昨今、オレオレ詐欺や還付金詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺といった手口でだまし取った金員の受け皿として、他人名義の預金口座が悪用される事案が拡大しております。また2024年5月には犯罪収益の移転先として多数の法人口座が悪用された事案が判明するなど、預金口座を通じて行われる金融犯罪への対策強化が急務とされています。

当金庫では、これらの犯罪行為を防止し、お客さまが安心・安全にお取引いただけますよう、口座開設時のご本人確認・ご利用目的の確認徹底、口座のご利用状況に対する適切なモニタリング、不審取引への対応の迅速化、警察との連携強化等、様々な対策を進めています。

《口座の不正な開設・譲渡・利用防止に向けた対応方針》

- ◆ 犯罪収益の移転等に悪用することを企図する口座開設はお断りします。
- ◆ 預金通帳を譲渡すること、第三者に利用させることを禁止します。
- ◆ 次の場合には預金取引を制限させていただきます。
 - ・預金者の情報および具体的な取引内容等を適切に把握するための各種確認や資料の提出依頼に、正当な理由なく回答いただけない場合。
 - ・預金者の回答、説明内容およびその他の事情を考慮し、金融犯罪等への抵触のおそれがあると判断した場合。
- ◆ 次の場合には預金取引を停止、または解約させていただきます。
 - ・預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合。
 - ・預金が金融犯罪等(法令や公序良俗に反する行為を含む)に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。

預金口座の売買・譲り渡し(譲り受け)は犯罪です。

正当な理由なく、通帳・キャッシュカードやインターネットバンキングのログインID・パスワードなどを譲り渡したり・譲り受ける行為は、有償・無償を問わず犯罪となります。

あなたの未来へ こうしんと

 **こうしん**
甲府信用金庫